

令和8年5月27日

京都市建設局

担当：建設企画部監理検査課

電話：222-3548

## 単品スライド条項運用マニュアル（案）における「残工期」について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇（アスファルト混合物の価格高騰等）が懸念されております。

工事請負契約書には、賃金水準又は物価水準の変動により、請負代金額が不相当となった場合、請負代金額の変更を求めることができる、いわゆる「スライド条項」が規定されていますが、この度、単品スライド条項運用マニュアル（案）の残工期について、当面の間、以下のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

### 記

#### 1 残工期の取扱い

残工期が2ヶ月未満の工事であっても、単品スライド条項の対象とする。

#### 2 留意事項

- ・ 単品スライドの請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則としていましたが、当面の間、残工期が2ヶ月未満の工事であっても、単品スライドの請求を可能とします。
- ・ 特に、残工期が2ヶ月を切っている工事について、単品スライドの請求を行う可能性がある場合、協議期間等に時間を要するため、早急に監督職員と協議をお願いします。

#### 3 （参考）工事請負契約における「単品スライド条項」について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000048504.html>

#### 4 適用

本通知以降とする。